

# 令和5年度 燕市住宅リフォーム助成事業

## (被災住宅修繕等緊急支援事業)のご案内

令和6年1月10日以降適用

住宅リフォーム助成事業（被災住宅修繕等緊急支援事業）は、地震により破損した住家等の修繕を行う市民の負担軽減のための支援として臨時的に実施します。

助成要件		備考
申込期間	申込受付：令和6年1月12日から 令和6年3月28日まで	申込には見積書の添付が必要です。
工事期間	工事着手日 令和6年1月1日以降	※工事期間を越える場合はご相談ください。延長対応いたしません。
	工事完了日 代金支払い完了日 令和6年3月29日まで(※)	
助成対象者	①燕市民 ②工事対象住宅等の所有者または所有者の親族 (3親等以内)	住宅の所有者が企業・法人等や親族以外の場合は対象外です。
対象工事	令和6年1月1日地震発生以降に発注した工事で 下記①～③の条件を全て満たす工事 ①地震により破損した住家及び敷地内の非住家を修繕する工事 ※非住家：空き家、併用住宅の店舗等の部分、 別棟の車庫・倉庫等 ②市内登録施工業者に発注した工事 (やむを得ない場合は市外業者も可) ③対象工事費が税込み11万円以上の工事 ※すでに発注済みの工事も助成対象になります	敷地内とは、 住宅に関連した車庫・倉庫等が建てられた別敷地を含みます。
助成金額	【補助率】対象工事額(消費税相当分を除く)の1/2 【上限額】<住家> 20万円 <非住家>10万円 ※住家、非住家を合わせて一世帯当たり20万円 ※助成金の申請は1回限り	1,000円未満切り捨て
その他	①地震保険をご利用の場合は本事業をご辞退いただくか、本事業対象工事を保険の適用外としてください。 ②燕市のほかの補助を受けた部分および国の補助金等、ほかの助成制度との併用は対象外です。 ③申請時に罹災証明書または被災届出証明書の発行を受けている必要があります。(燕市税務課発行)	<住家>での申請には罹災証明書 <非住家のみ>での申請には被災届出証明書の発行が必要です。

※申込用紙および登録施工業者名簿は、営繕建築課窓口にて用意してあります。また、燕市ホームページでも確認できます。

問い合わせ先は裏面に記載

# 令和5年度 燕市ブロック塀等撤去費助成事業 (被災住宅修繕等緊急支援事業)のご案内

令和6年1月10日以降適用

この制度は、地震に強いまちづくりを推進するため、地震が発生した際に倒壊等のおそれのあるブロック塀等の撤去を行うものに対し、助成金を交付する制度です。

助成要件		備考
申込期間	申込受付：令和6年1月12日から 令和6年3月28日まで	申込には見積書の添付が必要です。
工事期間	工事着手日 令和6年1月1日以降	※工事期間を越える場合はご相談ください。延長対応いたします。
	工事完了日 代金支払い完了日 令和6年3月29日まで(※)	
助成対象者	①ブロック塀等の所有者（個人、法人は問いません） ②ブロック塀等の所有者の親族（3親等以内）	宗教法人は対象外です。
対象工事	令和6年1月1日地震発生以降に発注した工事で 下記①～②の条件を全て満たす工事 ①下記の撤去工事 ・ブロック塀等 ・石灯笼等の組積工作物 ②市内業者に発注した工事 (やむを得ない場合は市外業者も可) ※すでに発注済みの工事も助成対象になります	
助成金額	【補助率】対象工事額(消費税相当分を除く)の1/2 【上限額】10万円 ※助成金の申請は同一敷地につき1回限り	1,000円未満は切り捨て
その他	①地震保険をご利用の場合は本事業をご辞退いただくか、本事業対象工事を保険の適用外としてください。 ②燕市のほかの補助を受けた部分および国の補助金等、他の助成制度との併用は対象外です。	同じ場所での塀、フェンス等の設置は燕市住宅リフォーム助成事業(緊急支援事業)の対象にはなりません。

※申込用紙は、営繕建築課窓口または燕市ホームページに用意してあります。

申請内容に偽り、その他、不正な手段により助成決定されたことが判明した場合は、決定を取消し、助成金を返還していただきます。

## ◆申込・申請・お問い合わせ◆

燕市役所 都市整備部 営繕建築課 建築指導係（2階28、29番窓口）

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

TEL(代表) 0256-92-1111 / (直通) 0256-77-8282 ・ FAX 0256-77-8568

土、日、祝日を除く毎日 8:30~17:15

令和6年1月中は、土、日(9:00~16:00)も電話および申込等を受け付けます